

# 基金情報

No. 44 平成17年9月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金  
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階  
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
ホームページ http://www.Glskkn.Com

## 平成17年度・主要事業概況

事項	8月末数	対前月増減数	事項	8月末数(累計)
事業所数(件)	248	-1	年金掛金	調定額(円) 596,498,562
加入員数(人)	男子 5,484	-4	事務費掛金調定額(円)	収納額(円) 593,142,930
	女子 2,291	-5		収納率 99.44%
	計 7,775	-9		28,861,152
平均標準給与月額(円)	男子 345,185	1,420	資産運用	信託資産額 306億7,292万円
	女子 224,039	575		修正総合利回り 4.05%
	計 309,488	1,208		ベンチマーク差 0.08%
受給者数(人)	5,567	4	慶弔金	34件 61万円
平均年金額(円)	449,367	375	保養所利用者数	1,185人

## 平成16年度決算・承認される

平成17年9月12日・ガラス会館にて第85回代議員会が開催され、各議案とも原案どおりにて承認・議決されました。

### 剰余金は別途積立金として積立

平成16年度決算は、年金経理のほか業務経理の業務会計・福祉施設会計においても承認されています。

年金経理においては、給付債務の増加があるものの、運用収益による固定資産の増加や特別掛金の引上げによる収入増見込みなどにより、68,629万円余の剰余が生じています。

この剰余金の処理に係る議案についても承認され、剰余金は別途積立金として翌年度に繰越すこととなりました。

### 積立不足に対する回復計画も承認

平成16年度決算において年金経理に剰余金が生じてはいますが、給付費を賄うための積立金(純資産額)は125億円余が不足している状況にあります。

この不足金を解消するための回復計画議案についても、5.5%の運用利回りなどによる収支見通しにより、平成24年度までに回復できるとし、その承認がされました。

### 代議員定数4名を減

..平成19年総選挙から適用..

加入員数の減少などにより、基金の役員定数の変更(減)を行い、平成19年5月の総選挙から変更後の定数で代議員や理事の選出をすることとなりました。

この定数変更に伴う規約の変更議案も承認されました。

代議員は34名から30名へと4名の減となります。

理事は16名から14名へと2名の減となります。

## スプレッド戦略の運用開始

去る7月の理事会において、低迷を続けているみずほ信託銀行(アイビー社)のファンドオブヘッジファンドへの資産配分を半減し、同信託銀行のクレジットスプレッド戦略の組入れを行うことが承認されました。

しかし、このヘッジファンドの一部解約については、解約条件(解約の時期・金額)に阻まれ、11月頃の切り替えも予想されていましたが、ファンドの解約金額が条件を下回り、9月末にて解約が可能となりました。

これにより、翌10月から、新たに組入れを予定していましたクレジットスプレッド戦略への切替・運用開始ができる運びとなりました。

## 10月の事業予定

中旬 第2四半期分の業務報告書の提出  
26日 財政運営委員会・年金資産運用委員会の開催  
下旬 第2四半期・資産運用報告のヒヤリング

### 【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が開覧いただけるようご配慮をお願いいたします

## 保養所・一般媒介契約を結ぶ...

保養所は、信託銀行と一般媒介契約を結び売却を行うことの承認がされました。

売却にあたっての売却額の目安(2,800万円)や売却による処分損(2億348万円)の予算計上、また保養所廃止に伴う関連規程の廃止に係る議案も承認されました。

これにより、10月初旬前後に信託銀行数社と一般媒介契約の手続きを行う予定としています。

## ポータビリティは中脱移管のみを扱う

10月から施行されるポータビリティの拡充に伴う当基金での取扱とこれに伴う規約の変更議案が承認されました。

当基金でのポータビリティは、従来どおり中途脱退者の年金権とその原資を企業年金連合会(旧・厚生年金基金連合会)に移管することとしています。

しかし、再加入者については、従来、当基金が移管した年金権や原資を連合会から承継して(もどしてもらって)いましたが、10月からは承継しないこととなります。

## 三菱・UFJ信託の合併による運用体系の変更なし

10月1日の三菱・UFJの両信託銀行の合併に伴う委託運用の扱いに関する議案も承認されました。

両信託銀行に年金資産の運用を委託していますが、UFJの運用分に関しては、運用手法などを含め、三菱信託銀行が引き継ぐこととなっています。

このため、UFJ信託銀行委託の運用手法などを見直さないこととしていますが、シェアの変更等に係る規程の変更を行っています。

## 三菱・UFJ信託銀行合併後のシェア構成

運用機関	シェア	運用内容
りそな信託	43%	バランス運用(パッシブ)
みずほ信託	10%	国内債券代替運用
東京海上アセット	5%	国内債券代替運用
三菱UFJ信託	12%	国内債券代替・外国債券運用
三井アセット信託	6%	国内株式運用
シュローダー	6%	国内株式運用
大和住銀	6%	国内株式運用
バークレイズ	6%	外国株式運用
ニッセイアセット	6%	外国株式運用

\*三菱UFJ信託のシェアは、UFJ信託分(10%・国内債券代替運用)を含め変更

平成16年度決算(年金経理)においては、6億86百万円の剰余が生じたところですが、決算結果の要因を分析しますと、体質的には劣後している状況にあります。

右表は、財政計算の基礎係数が16年度で変動した率等を財政影響額(差損益)として表しています。

運用収益見込みの下回りや加入員の減少に伴い各要因とも損失となり、その他の要因(特例調整金の増加)が剰余を生み出したといえます。

要因	差損益
利差	-705
昇給差	41
脱退差	-260
加入員見込	-165
加入差	-31
その他	1,806
合計	686

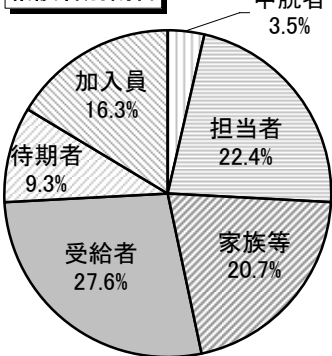
\*差損益の単位=百万円

## 平成16年度決算結果の分析

**平成16年度の事業結果**  
**《 ⑥ 年金相談の実施状況 》**

当基金では、年間1,300件に及ぶ加入員や年金受給者などからの年金の相談に応じています。  
 年金相談は、電話や書面での問合せがほとんどで(94.8%)、基金の事務所に来られる方はわずか(5.2%)です。  
 また、相談は、年金の手続き関係について年金受給者や家族から多く寄せられています。

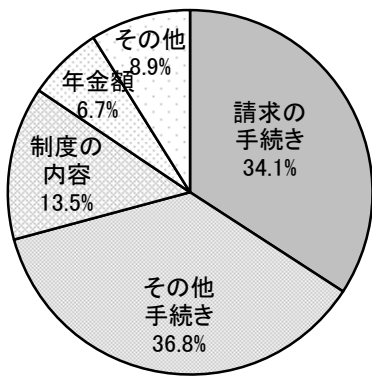
**相談者別割合**



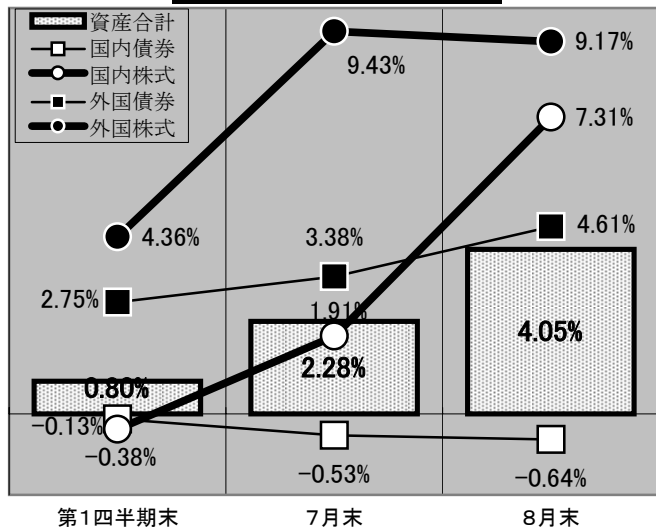
年金相談の相談者別の割合は、年金受給者において多い状況ですが、会社の事務担当者や家族からの相談も受給者に次いでいます。  
 家族からの相談のほとんどが受給者に代わっての相談で、これを含めると年金受給者関係の相談がぬきんでています。

年金相談の内容別割合は、その他の手続きにおいて多い状況で、市町村合併などによる住所変更や金融機関の統廃合による受取場所の変更などが反映されています。  
 次いで年金の請求手続きの相談が多く、これらを合わせますと手続き関係で7割強を占めています。

**相談内容別割合**



**資産別・修正総合利回り(通期)**



厚生年金基金連合会は、平成17年10月1日から『企業年金連合会』に名称を変更するとともに、組織の改編や事業の充実などを図ることとなりました。  
 この組織の改編において、評議員定数の削減による新たな評議員の選出が行われ、当基金は評議員から外れることとなりました。  
 また、下部組織である東京地方協議会は、役員構成の見直し等を行い、存続することとなりました。  
 東京地方協議会は、これを受け、平成17年9月28日に臨時総会を開き、新たな規約の制定と新役員(理事20名、会長、副会長4名)の選出を行いました。  
 会長には、東京建築設計厚生年金基金が選出され、理事基金には、当基金も選出されました。

**当基金**  
**東京地方協議会の理事に選出される**

**東京地裁・判決**  
**給付減額差し止め訴訟を棄却**

**基金関連・動向と状況**

平成17年9月8日東京地裁は、年金受給者の給付減額の差し止めに対する訴えを棄却しました。  
 これは、NTTグループ5社の受給者が、NTTが進めている適格退職年金の給付減額に対し、①給付減額の申請に対する差し止め請求、②厚生労働大臣権限では受給権を削減できないことの確認、③給付減額が承認されても年金額が保証されるとの確認を求めています。  
 ②と③の訴えは却下され、①の差し止め請求について東京地裁は、給付減額に対する法令違反については厚生労働大臣が判断すべき事柄であり、法令違反と考えるならば、承認の取り消しをもとめる行政訴訟を提起すれば足りるとして棄却しています。

**横浜地裁・判決**  
**『脱退時特別掛金の一括徴収は妥当』**

平成17年7月6日横浜地裁は、脱退時特別掛金の告知処分無効の訴えを棄却しました。  
 これは、基金の脱退事業所(平成12年脱退)が、基金(神奈川県・総合基金)の脱退時特別掛金(8,711万3,646円)の告知処分に対し、無効確認を求めているものです。  
 原告は、「任意脱退による特別掛金の徴収は平成13年に法制化されたもので、基金の規約による納入告知には法的根拠がない」と主張していました。  
 これに対し、横浜地裁は、「厚生年金保険法に規定されていなくても、基金設立の趣旨・目的に適合しているもので、代議員会の議決など所定の手続きを経たのであれば、基金が規約で定めたことは有効である」と結論付けています。  
 なお、原告は、平成17年7月20日控訴し、8月19日に東京高裁が控訴状を受理しています。

**基金用語**

**【 減少時特別掛金 】**

減少時特別掛金は、基金の加入事業所が基金からぬけるときに納付する掛金です。  
 加入事業所が基金から任意脱退したり、倒産・閉鎖・合併・移転などによりぬけることとなりますと基金の加入事業所数が減少することとなります。  
 この現象を厚生年金保険法では『減少』と表記しており、これによる呼称的な掛金です。  
 この掛金は、その減少の際に一括して告知・納付する特別な掛金で、決められた掛金率に基づき毎月納付する通常の掛金と区別されています。不足金を解消するために設定された毎月納付の特別掛金とも異なります。  
 減少時特別掛金は、減少事業所が納付すべきである掛金で、不足金を解消するための特別掛金分(未償却分)やまだ特別掛金化していない不足金分などに相当します。  
 この減少時特別掛金は、減少事業所の加入員の年金給付財源として予定されているもので、事業所の減少により、残る加入事業所がそれら不足金分を余分に負担することのないように減少事業所に一括して納付させることとなっています。

**【 脱退時特別掛金 】**

脱退時特別掛金は、減少時特別掛金前の呼称掛金です。  
 従来、任意脱退事業所を主体とする特別掛金一括徴収の取扱がなされていましたが、平成13年6月の確定給付企業年金法制定の際、厚生年金保険法が改正され、脱退時特別掛金に替わり減少時特別掛金として法制化されました。  
 これにより、法的根拠を持つ掛金として、企業年金と厚生年金基金に減少時特別掛金が導入されています。